

財務省「新型コロナウイルス感染症の影響で、期限までに申告・納付が困難な場合における国税の取扱いについて」

令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含む納税緩和措置等が取られています。

詳しくは下記をご覧ください。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続で期間延長が可能です（法人・個人の全ての方が対象）
2. 青色申告をはじめませんか
3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ、納税の猶予をご利用ください
4. 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方へ、納税を猶予する「特例制度」（案）
5. 欠損金の繰戻しによる還付の特例（案）
6. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例（案）

2020 年 4 月 28 日